

公認スノーボードバッジテスト規程

(定義)

第1条 公認スノーボードバッジテスト（以下「バッジテスト」という。）は、技術レベルを知ることによって進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技能テストである。

(バッジテストの種類)

第2条 バッジテストの種類は、次のとおりとする。

- (1) プライズテスト
- (2) 級別テスト
- (3) オンラインバッジテスト

2 前項(3)については、別に定める。

(指導活動の禁止)

第3条 バッジテストは技能テストであり、指導者資格とは異なるので、バッジテスト取得者はスノーボードの指導活動を行うことができない。

(テストの成立)

第4条 バッジテストの成立は、各テストで定められた種目を全て実施した場合認める。テストが成立しなかった場合は、中止又は延期する。

I プライズテスト

(趣旨)

第5条 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト（以下「プライズテスト」という。）について、必要な事項を定める。

(実施)

第6条 プライズテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。

2 加盟団体長が特に認めた場合、所属団体又は本連盟公認スキー学校に委託することができる。

3 加盟団体が単独で行うことができない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。

4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。

(公示)

第7条 プライズテストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。

(検定員)

第8条 プライズテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スノーボード検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。

2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。

3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。

(会期)

第9条 プライズテストの会期は、実技種目テストのみ1日を原則とし、天候

の状況、受検者数の多少等特別の事情により変更することがある。

2 受検会場及び同一年度内の受検回数については制限しない。

(テスト基準及び実施要領)

第10条 プライズテストは実技のみとし、テスト基準及び実施要領は、別に定める。

(受検資格)

第11条 プライズテスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) プライズテストは年齢制限を設けない。

(2) 受検する年度の本連盟会員登録を完了していること(暫定会員含む)。

(3) テクニカルプライズテストを受検する者は、スノーボード級別テスト1級を取得していること。

(4) クラウンプライズテストを受検する者は、スノーボードテクニカルプライズを取得していること。

(5) 各プライズの事前講習2単位・4時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。

(6) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。

(受検手続)

第12条 プライズテスト受検者は、本連盟又は主管加盟団体の示す要項により、受検申込書に検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

2 受検願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しない。

(合格者の手続)

第13条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とにならない。

(結果の報告)

第14条 テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。

2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入し、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。

II 級別テスト

(趣旨)

第15条 級別テストについて、必要な事項を定める。

(実施)

第16条 級別テストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。

2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12月15日(土日祝日の場合は前営業日)までに加盟団体長の承認を得る。また、12月15日までに申請が間に合わなかった場合は、2月15日(土日祝日の場合は前営業日)までに加盟団体長の承認を得る。

3 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。

(公示)

第17条 級別テストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟

団体の主管は主管加盟団体が公示する。

(検定員)

第18条 級別テストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スノーボード検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。

2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。

3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。

(テスト基準及び実施要領)

第19条 級別テストは、スノーボードの実技について行い、1級から5級までの5段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第20条 級別テスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) 級別テストは年齢制限を設けない。受検者は、希望する級を受検することができる。ただし、1級受検者は、級別テスト2級取得者でなければならない。

(2) 1級受検者は、事前講習1単位・2時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。

(3) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。

(受検手続)

第21条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体に提出する。

(合格者の手続)

第22条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とされない。

2 級別テスト1級合格者で本連盟に未登録の者は、当該年度の本連盟暫定登録をしなければならない。

(結果の報告)

第23条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。

2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入し、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年 6月 7日	制定
平成11年10月18日	改正
平成12年 9月20日	改正
平成14年11月 5日	改正
平成15年 6月27日	改正
平成18年11月 1日	改正
平成23年 9月20日	改正
平成29年 7月15日	改正

平成29年	8月22日	改正
令和3年	9月27日	改正
令和4年	9月26日	改正
令和5年	4月20日	改正
令和5年	9月14日	改正
令和6年	7月11日	改正

別表

スノーボードバジテスト実施に必要な検定員資格と人員表

* 検定員資格の序列は、A級検定員>B級検定員>C級検定員の順とする。以降「検定員」を省略する。

* 主任検定員は検定員を兼務することができる

テスト種別		テスト方法	検定員の人数	主任検定員 (必置)	検定員 1	検定員 2	検定員 3	備考
プライズ テスト	クラウン	実技 テスト	3名	A級	B級以上	B級以上	B級以上	検定員が3名ともB級のときは、 A級の主任検定員をおく
	テクニカル	実技 テスト	3名	A級	B級以上	B級以上	B級以上	
級別 テスト	1級	実技 テスト	2名の場合	A級又はB級	B級以上	B級以上		検定員が2名のときは、2名とも B級以上とする
			3名の場合	A級又はB級	C級以上	C級以上	C級以上	検定員が3名ともC級のときは、 A級かB級の主任検定員をおく
	2級	実技 テスト						
			講習内 テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上		
	3級	講習内 テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上			検定員がC級のときは、A級かB 級の主任検定員をおく
		オンライン テスト	1名以上	A級又はB級	B級以上			検定員がA級かB級のときは、 主任検定員を兼務できる
	4級	講習内 テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上			検定員がC級のときは、A級かB 級の主任検定員をおく
		オンライン テスト	1名以上	A級又はB級	B級以上			検定員がA級かB級のときは、 主任検定員を兼務できる
	5級	講習内 テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上			検定員がC級のときは、A級かB 級の主任検定員をおく
		オンライン テスト	1名以上	A級又はB級	B級以上			検定員がA級かB級のときは、 主任検定員を兼務できる

令和6年7月11日 制定